

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令案に関する意見募集について

対象

DB

厚生基金

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

ポイント

- ▶ 6月3日に公布されました「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」※¹の施行に伴う関係政省令の整備等及び経過措置に関する政省令案についての意見募集※²が開始されましたのでご案内します。
- ▶ 内容は、平成29年1月1日施行の「個人型DCの適用範囲の拡大」に関する政省令案です。

※¹ [三菱UFJ年金ニュース（No.410）確定拠出年金法等の一部を改正する法律の公布](#)

※² [確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案](#)

[確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令案](#)

個人型DCの適用範囲の拡大の概要

【施行日】平成29年1月1日

- ▶ 個人型DCの適用範囲について、第3号被保険者および企業年金加入者※、公務員等共済加入者についても加入を可能とする。
※企業型年金（DC）加入者については規約に定めた場合に限る。

今回開示された関係政令案の概要

項番	項目	政令案の概要
1	運営管理業務の委託要件の見直し	企業型DCおよび個人型DCに同時に加入した場合について、各々の運営管理機関が業務を行うことが可能となるよう所要の措置を講じる
2	個人型DC適用拡大に伴う拠出限度額規定の改正	新たに個人型DCの加入者となる者についての拠出限度額の水準を規定
3	個人型DC加入対象外の範囲を定める規定の削除	個人型DCの加入対象外の者の規定（確定拠出年金法施行令第35条）を削除

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

今回開示された関係政令案の概要(つづき)

項番	項目	政令案の概要
4	脱退一時金の支給要件の見直し	脱退一時金の支給要件である個人別管理資産額上限について、個人型DCに加入可能かどうかに関わらず、25万円に統一する※ ※従来は、個人型DCに加入可能な者は25万円、個人型DCに加入できない者は50万円 また、個人型DC脱退一時金の支給要件判定に用いる個人別管理資産額は、企業型DCと個人型DCの資産額を合算した金額とするが、支給額については合算しない。 企業型DC脱退一時金の支給要件判定についても合算しない金額とする。
5	脱退一時金の支給要件における通算拠出期間の見直し	脱退一時金の支給要件判定に用いる通算拠出期間から、企業型DCおよび個人型DCに同時に加入していた重複期間を排除する規定を追加
6	個人別管理資産の移換に関する経過措置	個人別管理資産の移換に関する必要な経過措置を講ずる

今回開示された関係省令案の概要

項番	項目	省令案の概要
1	厚生労働大臣から連合会への通知規定の整備	企業型DCの加入者が個人型DCに加入可能である旨を事業主が規約に定めた場合等の国民年金基金連合会への通知事項を規定
2	老齢給付金の請求時における通算加入者等期間の通算	企業型DCと個人型DCに同時加入した者についての裁定時には、両期間を合算するため、各々の記録関連運営管理機関の間で必要な記録の提供を求める旨を規定
3	脱退一時金の請求時における通算拠出期間等の通算	
4	加入者等への通知内容の拡充	企業型DCと個人型DCに同時加入した場合、加入者等への通知内容に通算加入者等期間等を加えるよう規定
5	老齢給付金の額の算定方法の変更	企業型DCと個人型DCの個人別管理資産をそれぞれ保有している場合の老齢給付金の額について、企業型DCと個人型DCの各々の個人別管理資産に基づき算定するよう規定
6	企業型DCの規約の閲覧規定の整備	事業主は企業型DCの規約を事業所ごとに備え置き閲覧させる場合、電磁的方法での代替も可能とするよう規定
7	個人別管理資産の移換に関する経過措置	個人別管理資産の移換に関する必要な経過措置を講ずる

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。